平成	2 8 :	年 3	月 2	5 E	1																		第11	772号
家畜検査の実施	指定居宅サービスの事業の廃止	指定居宅サービス等の事業の廃止	指定居宅介護支援の事業の廃止	医師の指定	身体障害者手帳交付のための診断をする	特定施設の設置許可申請	【告示】	(以上県例規集登載)	規則	受講料徴収条例施行規則の一部を改正する	岡山県立高等学校通信制課程入学金及び	の一部を改正する規則	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	を改正する規則	岡山県個人情報保護条例施行規則の一部	を改正する規則	岡山県行政情報公開条例施行規則の一部	規則	私立学校法等施行細則の一部を改正する	【規則】		目次	Į Į	到山泉公 1000 1100 1100 1100 1100 1100 1100 11
畜 産 課	"	"	長寿社会課		障害福祉課	環境管理課					教育委員会		子ども未来課		"		"		総務学事課			担当課(室)		何山県
【人事委員会】	(県例規集登載)	を改正する規則	岡山県教科用図書選定審議会規則の一部	【教育委員会】	落札者等の決定	【企業局】	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	岡山県医療審議会からの答申	"	落札者等の決定	【公告】	自動車専用道路の指定	道路の供用開始	"	道路の区域変更	"	"	"	"	保安林の指定施業要件の変更予定	保安林の指定予定	域の変更	──高度公益幾能森林及び坡害拡大防上森林──岡山県防除実施基準の変更──	日次
			教育委員会		総務企画課		都市計画課	医療推進課	"	情報政策課		"	"	"	道路整備課	"	"	"	"	"	治山課		" 林 政 課	担当課(室)

平成28年3月25日 第11772号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 							5	# I I	772号
	資金管理団体の指定取消し	政治団体の解散	政治団体の代表者等の異動	政治団体の名称等の公表	【選挙管理委員会】	(県例規集登載)	規則の一部を改正する規則	公益的法人等への職員の派遣等に関する	目次
	"	"	"	選挙管理委員会				人事委員会	担当課(室)
									目
									次
									担当課(室)

岡山県規則第十三号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 大

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則 (昭和五十九年岡山県規則第十六号)の一部を次のように改正

2

条第八号及び第九号中「同規則」 号中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に、「同規則」 第六条第一号、 第二条第一項第一号中「定める」を「規定する」に、「中学校」を「中学校、 第二号、 同項第二号及び第三号中「定める」を「規定する」 第五号及び第六号中「同規則」 を「同令」に改め、 同条第十号中「 を「同令」 を「 に改める。 第二条第四項」 に改め、同条第七 に改め、

様式第三十五号中「भ1糸」を「भ1糸半2点」に改める。

五号中「第一条」を「第一条第二項」に改める。

「第二条第五項」

に改め、

同条第二十八号中「同規則」を「同令」

に改め、

同条第三十

例則

施行期日)

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する

(経過措置)

この規則による改正前の私立学校法等施行細則に定める様式による用紙は、 所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第十四号

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開条例施行規則(平成八年岡山県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の規定による」を「第十六条の」に、「第二十九条」を「第二十八条」に、「第三十一条の規定による」を「第三十条に規定する」に、「第三十五条の規定によ

畄

山県知事

伊 原 木

隆

太

る」を「第三十四条に規定する」に改める。

第十一条中「第二十九条」を「第二十八条」に改める。

第十二条中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第十三条第一項中「第三十一条」を「第三十条」に改め、 同条第二項中「前項の」 を「前項の規定による」に改める。

様式第一号中「第6条第1項」を「第5条」に 팶 넭 9 占 挆 閲覧 視聴又は聴取 国しの交付 を

| 1 閲覧 | 1 閲覧 | 2 視聴又は聴取 | 2 視聴又は聴取 | 2 は複製物)の交付 | 単名のの 方 法 | 3 写し(複製物)の交付 | 郵送による交付) | 1 対象のの | 1 対象の | 1 対象の

様式第二号の注に次のように加える。)

公文書の開示によって得た情報は,岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

蚪」に改め、同様式の注に次のように加える。 ら起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができま **漿恜箫川岬中「60日」や「3月」に′「異議申立て」や「審査請求」に′「6箇月」や「6月」に′「できます」や「できます。ただし,この決定があったことを知った日の翌日か**

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」 ピ す」や「できます。ただし,この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か **漿恜無囚叩⊕「)第11条第2項」や「。以下「条例」という。)第11条第2項」 ビ′「60日」や「3月」ビ′「異議申立て」や「審査請求」ビ′「6箇月」や「6月」ビ′「できま** 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。 岡山県行政情報公開条例第7条第 岩湖岩 を

条例第7条第 号該当 条例第10条該当

() 理由)

開示請求に係る公文書を保有していない。

に改める。

に改める。 公文書に記録されている

様式第九号を次のように改める。

条例第14条第1項(第2項)の規定により意見照会をしますので,本件開示請求」ピ 様式第八号中「)に基づき」や「。 以下「条例」という。)第5条の規定により」 !!/「

に」や「あなた(貴団体)に」以、「本件開示請求」や「つきましては、

¬			
	請求のあった公文書に記		
	録されているあなた(貴		
	団体)に関する情報の内		
	俗		
7			
	条例第14条第2項第1号	条例第14条第2項第 号適用	
	又は第2号の規定の適用	(理由)	
	の区分及び当該規定を適		
	用する理由		

を

様式第9号(第6条関係)

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

)

岡山県知事

殿

(郵便番号

住所 氏名

法人その他の団体にあっては,その名称, 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 連絡先(電話番号

年 月 日付け, 第 号で意見照会のあった件について,次のとおり回答します。

意見 1 開示されても支障が生じない。

(該当する番号をで囲み、必要な事項を記入してください。) 2 開示されると支障が生ずる。(1)開示により支障が生ずる部分

に改める。

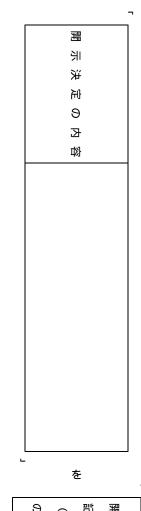
漿恜無十一即日「不服申立て」や「審査請求」 ビ、「第17条」や「第17条第1項」 ビ、「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」や「岡山県行政不服等審査会」ビ

とを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」ピ **⊌「6月」 ⊔″「できます」⊌「できます。ただし,この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に対する裁決があったこ** づき次のとおり公文書を開示することと決定しましたので,」や「第14条第3項の規定により次のとおり」੫′「60日」や「3月」੫′「異議申立て」や「審査請求」੫′「6箇月」 様式第十号中「の を「 紦 号で照会しましたあなた(貴団体)」

「の開示請求について」

や「については、開示することと決定しましたので」

し、「に基



の内容 記録されているあなた 開示決定をした公文書に (貴団体)に関する情報

愚 ₩ 片 Y 9 区 喲 を 删 臽 뺆 米 9 忆 喲 に改める。

K

附 則

(施行期日)

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県行政情報公開条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。

少」に改める。

岡山県規則第十五号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

第一条中「第二十四条第一項及び第二項、 岡山県個人情報保護条例施行規則(平成十四年岡山県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。 第二十五条第一項及び第二項、第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」に改める

様式第二岬中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、「保有個人情報が記録された」を通り、「内容」を「内容及び保有個人情報の内容」に*、*

閲覧 視聴又は聴取 ω 国しの交付 を 閲覧 2 視聴又は聴取 ω 写し(複製物)の交付

様式第四号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」

す」や「できます。ただし,この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か 様恜無口即中「)第19条第2項」や「。以下「条例」という。)第19条第2項」以、「60日」や「3月」以、「異議申立て」や「審査請求」以、「6箇月」や「6月」以、「できま

岡山県個人情報保護条例第16条第

を

ら起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができま

を「6月」

ᆚ′「できます」杪「できます。ただし,この決定があったことを知った日の翌日か

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」 ピ

条例第16条第 号該当

条例第18条該当

情報に含まれている情報

の内容

様式無九呼中「)に基づき」や「。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により」以、「 ては,条例第23条第1項(第2項)の規定により意見照会をしますので,本件開示請求」以、「 「 「 「 「開示請求に係る保有個人」 情

(理由)

開示請求に係る保有個人情報を保有していない。

に改める。

に」を「あなた(貴団体)に」は、「本件開示請求」を「つきまし

を 用する理由 の区分及び当該規定を適 又は第2号の規定の適用 条例第23条第2項第1号 情報の内容 なた(貴団体)に関する 人情報に含まれているあ 開示請求のあった保有個 条例第23条第2項第 (理由) 号適用

に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号(第9条関係)

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県知事 殿

(郵便番号)

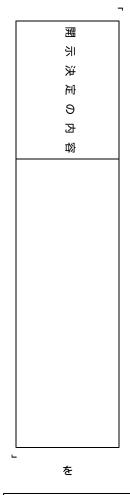
住所 氏名

(法人その他の団体にあっては,その名称, 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 連絡先(電話番号)

年 月 日付け, 第 号で意見照会のあった件について,次のとおり回答します。

開示請求のあった 保有個人情報	
意見	1 開示されても支障が生じない。
(該当する番号 を で囲み, 必要な事項を 記入してくだ さい。	2 開示されると支障が生ずる。 (1)開示により支障が生ずる部分
	(2)その理由

箇月」や「6月」ᅛ´「できます」や「できます。ただし,この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に対する裁決があっ 基づき次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので,」や「第23条第3項の規定により次のとおり」ப、「60日」や「3月」ப、「異議申立て」や「審査請求」ப、「6 たことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」ピ 様式第十一号中「の を'、 紦



開示決定をした保有個人 情報に含まれているあな た(貴団体)に関する情 報の内容

に改める。

様式第十二号中「第28条第1項」を「第27条第1項」に改める。

起することができます」に改める。 を知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提 様式第十五号及び様式第十六号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「できます」を「できます。ただし,この決定があったこと

様恜無十八岬中「)に基づき」や「。以下「条例」という。)第27条第1項の規定により」以、「ましては,条例第32条第1項の規定により意見照会をしますので,本件訂正等請求」に改める。

様式第十九号を次のように改める。

に」や「あなた(貴団体)に」い、「本件訂正等請求」や「つき

様式第19号(第18条関係)

保有個人情報の訂正等に係る意見書

年 月 日

岡山県知事 殿

(郵便番号)

住所 氏名

(法人その他の団体にあっては,その名称, 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 連絡先(電話番号)

年 月 日付け, 第 号で意見照会のあった件について,次のとおり回答します。

訂正等請求のあっ た保有個人情報	
意見	1 訂正等をされても支障が生じない。
該当する番号を で囲み,必要な事項を記入してください。	2 訂正等をされると支障が生ずる。 (1)訂正等により支障が生ずる部分
	(2)その理由

対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」ピ 請求」ᆚ´「6箇月」ฟ「6月」ᆚ´「できます」ฟ「できます。ただし,この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に **以、「に基づき次のとおり保有個人情報の訂正等をすることと決定しましたので,」や「第32条第2項の規定により次のとおり」以、「60日」や「3月」** 様式第二十号中「9 を「 舥 号で照会しましたあなた(貴団体)」以、「の訂正等請求について」や「については,訂正等をすることと決定しましたので」 に、「異議申立て」を「審査

		7
	빡	
	ᆏ	
	能	
	兴 记	
	9	
	₹	
	哟	
_	を	
	٠.	

訂正等決定をした保有個 人情報に含まれているあ や なた(貴団体)に関する 情報の内容

に改める。

様式第二十一号中「第34条第1項」を「第33条第1項」に改める。

を提起することができます」に改める。 ことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には,当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴え 様式第二十四号及び様式第二十五号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「できます」を「できます。ただし,この決定があった

漿恜無二十八即日「不服申立て」や「審査請求」ப′「第37条」や「第37条第1項」ப′「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」や「岡山県行政不服等審査会」 ĺĆ

不服申立ての内容

を

審單

調みの

内容

に改める。

2 この規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 (経過措置)

岡山県規則第十六号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

:山県知事 伊原木 隆 太

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和四十年岡山県規則第五号)

のように改正する。

様式第一号中「丑邨茶」の次に「・糯粥羧劑邨茶」を加っ

・この見训は、

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に定める様式によ 所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第十七号

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一 部を改正する規

を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 大

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正す

対目

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則 (平成二十二年岡山

県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

援金の額を通知するものに限る。 に規定する就学支援金」に改め、 第二条第二項中「 (当該停止された月の属する年度の全ての就学支援金を支給したときに当該就学支 を「に規定する受給権者」に、 同条第四項第二号中「省令第八条第一項の規定による)を受けた日」 を「当該年度の三月三十一日」

別

この規則は、公布の日から施行する

岡山県告示第百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一 項の規定によ

り申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、 次のとおりである。

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づ

平成二十八年三月二十五日

申請の概要

岡山県知事

太

称 加藤製油株式会社

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

ってはその代表者の氏名

住 所 大阪府大阪市此花区梅町 2

加藤篤志郎

工場又は事業場の名称及び所在地

称 加藤製油株式会社岡山工場

(3) 特定施設に関する事項

X								分	新			設	新			設	新			設	新	新		嗀	
種									12 - 動植 に供 S -	物油脂 する分	製造詞離施詞	業の用 设	12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 S - 200				12 - 3 動植物 に供う S - 2	勿油脂 する分	製造業離施設	美の用 と	12 - 動植 に供 水分	二 物油脂 する分 離タン	製造業 離施設 ク - 1	の用	
能								力	170 t	: /日			150 t / 日				120 t	/日			13㎡ / 日				
I	事	着 手 予 定 年 月 日						田	既設				既設				既設				既設	既設			
I	事	完成 予定年月日						日	既設				既設				既設				既設				
使	用	用開始予定年月日						日	許可	後直ち	に		許可後	後直ち	に		許可征	き直ち かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	に		許可	後直ち	に		
使用びにの概	こその	間隔.使用	及び に季	〔1日월 節的変	当たり 変動 <i>た</i>)の使 がある	用時 場合	間並はそ	連続24時間				同左				同左				同左				
使用	問時に 核特定	おい	てか	Σ	<u> </u>		分		通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	
1ら丼	ゖ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙ゖ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゙゙゙゙゙゚゚゚゚゙゚゚゙	カス	汚し	水	量 ((m³ /	日)			10		15										10		10	
の通	一方のでは、一方のである。	がしている。	びに	р	Н					11.0		11.5										6.5		11.5	
野当され	该污水 2量及	等の	通	C C	DD (mg/	l)			1,600		2,000									1,100			2,200	
の量	里区	.U·取	^ [S	S (mg/	l)			1,500		2,000	同左				同左					10	20		
		油 分(mg/ l)								2,000		2,500	四生				四生					18		36	
		T - N (mg / l)							100		125										30		60		
	T - P (mg / 1)							350		440	10									10	20				
		大腸菌群数(個/㎡					m³)	3,00	0以下	3,00	00以下	下 7								3,00	0以下	3,000以下			

備考 種類は,水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

X								分	新		設	新			設	新			殳	廃			止	新	新		設
種							類	12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 水分離タンク - 2				12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 抽出機1~9号缶			動植!	12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 抽出機CX - 3				12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 S - 202, 203				12 - ロ 動植物油脂製造業の に供する洗浄施設 S - 202, 203			
能								力	7 m³/日				100 t /日 (1台当たり)			350 t	/日				t /日 台当た	IJ)		同左			
I	事	着	着手予定年月					日	既設			既訟	ŧ			既設				-				許可後直ちに			
I	事	完	成	予	定	年	月	日	既設			既設	ţ			既設				-				工事着手後直ちに			
使	用開始予定年月					日	許可	後直ち	に	許可	後直ち	に		許可	後直ち	に		-				工事	完成後	直ちに			
使用 びに の概	こその	間隔 使用	及び こ季節	1 日当 節的変	もたり を動が	の使 ある	用時情 場合I	間並 はそ	連続	24時間		同左	同左			同左				同左				同左	Ē.,		
使用	時に	おい 施設:	ر ا	×	<u> </u>		分		通	常	最 大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
一ら扫	た出ま	れる	汚丨	水	量(m³/	日)		5 5						10 10			10		10		15					
小の通	関常の値	染状 値及 並び	ΰ	р	Н					6.5	11.5						6.5	1	.5		11.0		11.5				
一当該	泛污水	等のが	通	СО	D (mg/	l)			1,650	3,300						1,100	2,	200		1,600		2,000				
の量	皇区	, O' EQ ,	$^{\wedge}$ oxed	S	S (mg /	l)			15	30	 同左	-			10 20				1,500	2,000		一同左	=			
			油 分(mg/l)			l)			27	54	回点	-				18		36		2,000		2,500		_			
			T - N (mg / l)					30	60						30		60		100		125						
			T - P (mg / l)					10	20						10		20		350		440						
			大腸菌群数(個/α				:m³)	3,00	0以下	3,000以下	17.			3,000	0以下	3,000以	下	3,00	00以下	3,00	00以下						

備考 種類は,水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

X				X 10 1X1				分		変	更	前						Z 5	 更	後					
Ι	場又	は事	業:	場に	おけ	る施	設置	番号	排水処理設	備															
種								類	オイルバク	ターシステ	テム														
構								造	カルバート	, FRP					同左										
主			要		寸	-		法	11.8m × 11	.2m					- Index										
能	も カ								80㎡/日																
処									油脂分解 +																
I	事	着	手	予	定	年	月	日	-						許可征	き直ち かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	に								
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	-						工事	 手後	直ちに	_							
使	用	開	始	予	定	年	月	日	-						工事完成後直ちに										
				1日)節的3	当たり 変動が)の使 がある	用時 場合	間並 はそ	連続24時間	同左															
使用	時に	おい	てか	F	<u> </u>		分		処 돼	処 理 前					処理	里 後									
157		加る	活し	Ŀ	^		ח		通常	最大		通常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大			
の調	関常の	値及が	影し	水	量 (m³ /	日)		77	11	0	77		110		82		115		82		115			
野調	を汚水の最近	等のが最	通	р	Н				2 ~ 12	2 ~ 1	2	5.1~8.9	5.1~	~ 8.9											
の量	ノ里及	, O' AX	$^{\wedge}$ L	C () D (mg/	l)		1,600	2,00	00	300		600											
				S	S (mg/	l)		1,500	2,00	00	300		600											
				油	分(mg/	l)		2,000	2,50	00	30		30	同左										
	T - N (mg / l)								22 300 20 240																
	T - P (mg / l)								30	5	54	30		32											
				大朋	易菌群	(数 (個 / (cm³)	3,000以下	3,000以	下 3	,000以下	3,000	以下											

備考 排水処理施設で処理された汚水等は,全量公共下水道に排出される。

- (5) 排水口に関する事項 変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成28年3月25日から同年4月15日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

岡山県告示第百七十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十八年三月十五日次のとおり指定した。

平成二十八年三月二十五日

指定した医師

指定医師名 村 平

> 診 療 科 目

本 典 子

> 視覚 視覚

守 木

正 俊 之 彦

清 松

田

視覚

ぼうこう・直腸、 小腸

金田病院

日生病院

落合病院

高梁中央病院

医療機関の名称

所 在 地 畄 Щ 県

知

事

伊 原 木

隆

太

備前市日生町寒河二五七〇 - 四

真庭市西原六三

真庭市落合垂水二五一

高梁市南町五三

岡山県告示第百七十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、 次のとお

り指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

太

事業所の名称及び所在地

名称

鏡野町奥津指定居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町井坂四九五番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

全和

社会福祉法人鏡野町社会福祉協議会

所在地

岡山県苫田郡鏡野町古川四三九番地

平成二十八年三月三十一日三 廃止年月日

介護保険事業所番号

兀

三三七三五〇〇〇九三

サービスの種類

五

居宅介護支援

事業所の名称及び所在地

1 名 私

居宅介護支援事業所スマイルケア

所在地

岡山県瀬戸内市邑久町豊安六四

一 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

合同会社スマイルケア

2

岡山県瀬戸内市邑久町豊安六四

平成二十八年三月三十一日

五

三三七二四〇〇九三一 介護保険事業所番号

岡山県告示第百七十七号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業

を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事

太

1 名称

事業所の名称及び所在地

指定訪問介護事業所玉野マリンホー

岡山県

2

岡山県玉野市築港五丁目一六 - 二五

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

日本赤十字社岡山県支部

2 所在地

岡山県岡山市北区丸の内二丁目七番二〇号

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

介護保険事業所番号

兀

三三七〇四〇〇三五四

方問个蒦

五

サービスの種類

介護予防訪問介護

事業所の名称及び所在地

名称

春の家ホームヘルプステーション

所在地

岡山県赤磐市町苅田五一七 -

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名 称

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

2 岡 所 山 世

岡山県赤磐市河本七七八

廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

三三七二二〇〇三一五介護保険事業所番号

四

サービスの種類

五

訪問介護

介護予防訪問介護

事業所の名称及び所在地

ほほえみホームヘルプステーション

2 所在地

岡山県赤磐市松木六三六 - 一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県赤磐市河本七七八 -

二 廃止年月日

四 介護保険事業所番号

平成二十八年三月三十一日

サービスの種類

五

訪問介護

介護予防訪問介護

事業所の名称及び所在地

ワインの里弐番館ヘルパーステーション

2

岡山県赤磐市西軽部一二六〇番

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 有限会社グリー ンライフ

岡山県浅口市鴨方町鴨方一

八九番地三

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇二二九七

サービスの種類

五

訪問介護

介護予防訪問介護

事業所の名称及び所在地

ヘルパー ステー ション和

2 所在地

岡山県井原市大江町三四五四番地二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

合同会社介護サービス和

2 所在地

岡山県井原市木之子町二二九六番地

廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

三三七〇七〇〇七五三 介護保険事業所番号

サービスの種類

五

介護予防訪問介護

事業所の名称及び所在地

介護ステーションふじい

岡山県浅口郡里庄町里見六四八八番地三

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 所在地 株式会社さくら介護グルー

広島県広島市中区大手町三丁目一三番一八号

廃止年月日

介護保険事業所番号

平成二十八年三月三十一日

兀

三三七二七〇一一一四

サービスの種類

五

介護予防訪問介護

事業所の名称及び所在地

訪問介護事業者フレンズ

2 所在地

岡山県津山市上河原二〇七 - 六

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名 称

有限会社スピリッツ

2 所在地

岡山県津山市上河原二〇七 - 六

二一廃止年月日

介護保険事業所番号平成二十八年三月三十一日

四

三三七〇三〇〇六五三

サービスの種類

五

訪問介護

介護予防訪問介護

事業所の名称及び所在地

さとう記念病院ヘルパー ステーション

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町黒土四五

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名

医療法人さとう記念病院

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町黒土四五

二 廃止年月日

四 介護保険事業所番号

平成二十八年三月三十一日

三三七三六〇〇〇五九

サービスの種類

五

个隻分寸引

介護予防訪問介護

1 名称

事業所の名称及び所在地

デイサー ビスE

2 所在地

岡山県津山市二宮二二〇〇番地八二

7

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社大愛

所在地

2

笔上手目日

岡山県津山市二宮二二〇〇番地八二

平成二十八年三月三十一日

介護保険事業所番号

四

サービスの種類

五

角に 主

介護予防通所介護

1 名尔

事業所の名称及び所在地

デイサー ビスセンター 丘の家

所在地

ヨー 単一 コーー

岡山県津山市小田中一九七二 - 三六

一 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社よりあい

2 所在地

岡山県津山市院庄七三五 -

廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

三三七〇三〇一五七八 介護保険事業所番号

サービスの種類

五

通所介護

介護予防通所介護

事業所の名称及び所在地

デイサー

ビスセンター のんき

所在地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県苫田郡鏡野町大町一〇八九

有限会社ハー モニー

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町真経六五八番地二

廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

介護保険事業所番号

三三七三五〇〇四二四

兀

サービスの種類

五

介護予防通所介護

事業所の名称及び所在地

デイサー

ビスセンター

イー エスサウスヒルズ

2 所在地

岡山県久米郡久米南町下弓削六四七番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

社会福祉法人江原恵明会

廃止年月日

2

所在地

平成二十八年三月三十一日

サー ビスの種類

五

所介護

介護予防通所介護

三三七三八〇〇一七〇介護保険事業所番号

岡山県公報 第11772号 平成28年3月25日

岡山県告示第百七十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 次のとお

り指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

太

事業所の名称及び所在地

デイサー ビスセンター よりあい

岡山県津山市小田中一九八四

2

有限会社よりあい

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 所在地

岡山県津山市院庄七三五 -

平成二十八年三月三十一日

三三七〇三〇一〇九九

兀

介護保険事業所番号

五

岡山県告示第百七十九号

の検査を次のとおり実施するので、 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 該当する家畜の所有者に対し、 これを受けること

平成二十八年三月二十五日

太

ルセラ病検査

実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号。

以下「省令」と

第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、 対象となる家畜の

所在地を管轄する家畜保健衛生所長 (以下「管轄家畜保健衛生所長」という。)

別に定めるもの

実施の期日

平成二十八年四月四日から平成二十九年三月三十一日までの間(以下「実施期間」

いう。) において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

検査の方法

5

省令別表第一 ブルセラ病 (牛の場合) から3までに規定する検査

結核病検査

実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一 号から第四号までに掲げる牛のうち、 管轄家畜保健衛生所

4

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

省令別表第

5

結核病の項術式の欄1 に規定する検査の方法

実施の目的

牛のヨー ネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

輸入した牛 (検疫後一年以内のものを除く。)、 省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、 た都道府県から導入した搾乳に供し、 平成二十八年四月一 又は供する目的で飼育してい 平成二十四年四月一日以降

る雌牛及び過去三年以内にヨー ネ病が発生した農場の牛のうち、

所長が必要と認めるもの

実施の期日

実施期間にお て管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5

省令別表第一ヨー ネ病の項術式の欄 2及び6に規定する検査の方法

馬伝染性貧血検査

実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬

4

実施期間におい て管轄家畜保健衛生所長が 別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一 馬伝染性貧血 に規定する検査の方法

五 家きんサルモネラ感染症検査 (サルモネラ・プローラムに係るものに限る。)

実施の目的

家きんサルモネラ感染症(サルモネラ・ プロー ラムによるものに限る。)

を予防するため

2 実施する区域

県 内

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏 (以下「種鶏等」 という。)のうち、 次の(1)及び(2)に掲げる

もの

(1)

雌雄とも、

ロット当たりの感染率が五パーセント以上の場合に九十五パーセン

以上の種鶏等 の確率で抗体を検出することが可能な羽数(最大五十九羽) 週齢が満九週

(2) (1)に掲げる種鶏等に係る検査で陽性鶏が摘発されたときは、

実施の期日

4

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5

急速凝集反応法

《蛆病検査

六

実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち、 管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

実施の期日

実施期間にお て管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

七 伝達性海綿状脳症検査

1

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第十号に掲げる牛の死体及び同項第十一号に掲げるめん羊又は

山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

検査の方法

5

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項術式の欄1及び2に規定する検査の方法

チュウザン病検査、 ウィ ルス感染症検査、 牛流行熱検査及

び イバラキ病検査

アカバネ病、 チュウザン病、 ノウイ ルス感染症、 牛流行熱及びイバラキ病の

発生を予察するため

実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛(平成二十七年十一月から平成二十八年四月までに生まれた牛をいう。

管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めるも

実施の期日

原則として平成二十八年六月下旬、 八月中旬、 九月中旬、 十月中旬及び十一月中

旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験又は寒天ゲル内沈降反応

病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥イン フルエンザの発生を予防するため

2

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- (1) 轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん 飼養羽数が百羽以上(だちょうの場合は、 十羽以上) の家きん飼養農場から管
- (2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの
- 検査の方法 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

4

5

血清学的検査及びウイルス学的検査

- 実施の目的

豚流行性下痢検査

豚流行性下痢の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚のうち、 管轄家畜保健衛生所長が別に定めるも

実施期間にお

て管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5

検査の方法

血清学的検査 (中和試験) 及びウイルス学的検査

岡山県告示第百八十号

山県防除実施基準を変更したので、 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の三第一項の規定により 岡山県農林水産部林政課及び各県民局農林水産事

業部森林企画課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

3県知事 伊原木 隆 太

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定により 岡山県告示第百八十一号

課及び各県民局農林水産事業部森林企画課において一般の縦覧に供する。

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、

岡山県農林水産部林政

平成二十八年三月二十五日

太

3)

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

岡山県告示第百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事

備前市西片上字天徳一九八八、

一九九〇

保安林予定森林の所在場所

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

次のとおり」 その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置い

岡山県告示第百八十三号

一十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

和気郡和気町益原字鵜飼一五〇一 - 五〇一の三、 五〇九の一、 五 二 の

一 保安林として指定された目的

一五一二の九、

字風呂屋谷一五二二

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による

字鵜飼一五一二の一、一五一二の五

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

外のとおりとする。

は省略. その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置い

覧に供する。)

岡山県告示第百八十四号

一十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 大

加賀郡吉備中央町 (次の図に示す部分に限る。) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2

次のとおりとする。

次の図」 及び「次のとおり」 は省略し、 その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉

備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岡山県告示第百八十五号

一十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月二十五日

太

新見市 (次の図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

3) 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2

及び「次のとおり」 は省略し、 その図面及び関係書類を岡山県庁及び新

て縦覧に供する。)

岡山県告示第百八十六号

一十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月二十五日

尚山県知事 伊原木 隆 太

| 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市(次の図に示す部分に限る。)

| 保安林として指定された目的

水源の涵蓋

二 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3.間伐に係る森林は、次のとおりとする。)

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2

次のとおりとする。

及び「次のとおり」 は省略 その図面及び関係書類を岡山県庁及び高

梁市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岡山県告示第百八十七号

一十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 十

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

加賀郡吉備中央町 (次の図に示す部分に限る。)

一 保安林として指定された目的

水源の涵養

二 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3.間伐に係る森林は、次のとおりとする。)

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2

次のとおりとする。

次の図」 及び「次のとおり」 は省略し、 その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉

備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岡山県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、『次のとおり変更する。

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間 般の縦覧

けばる

平成二十八年三月二十五日

道路の種類 一般国道

岡山県知事

木

太

三 道路の区域

津山市院庄字毘沙門後一〇〇五番三地先 津山市院庄字毘沙門後一〇〇五番三地先 津山市院庄字神戸東七九六番一地先まで 津山市院庄字神戸東七九六番一地先まで $\overline{\mathsf{X}}$ 域 新旧 旧 新 別 三六・〇 $\dot{\cdot}$ 二七八・ 二七八・ トル)

 $\overline{\mathbf{X}}$ 域 新旧 別 員 延

道路の区域

道路の種類

線

	= -			
区域	一 道路の区域	一地先まで 倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番地先から 倉敷市真備町上二万字庄沖二五五四番三	一地先まで 倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番地先から 倉敷市真備町上二万字庄沖二五五四番三	区
新 旧		IΒ	新	別新旧
幅		_ _ 	- 二 〇·	(メー
員		五 五 · 五		ト ル 員
延				- 人) 死
長		三 五 · 五	三 五 · 五	ートル)長

六七五・〇	1.0	IΒ	真庭市栗原字後田五二二番一地先まで真庭市宮地字湯川六四番一地先から
六七五・〇	五三 - 二	新	真庭市栗原字後田五二二番一地先まで真庭市宮地字湯川六四番一地先から

20 20	N - N N	20 20	
浅口市金光町佐方二二七九番一地先を経浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から	浅口市金光町大谷八七四番二地先までて、	浅口市金光町佐方二二七四番一地先まで浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から	区域
	新		別新旧
- ti· 0~	六八・〇	- 五・〇~〇	(メートル)
	_	0	
三四九・九	九〇二· 一	二二六・三	(メートル) 長

	別	(メートル)	(メートル)
倉敷市船穂町柳井原字勝負坂一一九四番			
一地先から	沂		· -
倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番	亲	三四・五	7 7 - -
一地先まで			
倉敷市船穂町柳井原字勝負坂一一九四番			
一地先から	3	三・七〜	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番	II	三四・〇	7 7 - -
一地先まで			

	-		
	デ ハ ・ C		浅口市金光町佐方二一九九番一地先までて
三 四 九 九	- t:0)		: 浅口市金光町佐方二二七九番一地先を経浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から
	7 1	旧	浅口市金光町大谷八七四番二地先までで
- 九 〇 二 ・ -	- - - - - - -		5、浅口市金光町佐方二二七九番一地先を経浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から
二 三 六 · 三	一五・〇~		浅口市金光町佐方二二七四番一地先まで浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から
	四九・〇		浅口市金光町佐方二一九九番一地先までて

岡山県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

次のとおり変更し、 平成二十八年三月二十七日から施行する。

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一 般の縦覧

平成二十八年三月二十五日

太

直をう重真・「気国首」

路線名 三七四号 道路の種類 一般国道

一道路の区域

美 先 勝作 か 田市	美 先 勝作 か 田市-	
美作市上相字かぎ一五六五番一地先まで先から 勝田郡勝央町黒土字羽入田七七〇番一地	美作市上相字かぎ一五六五番一地先まで先から 勝田郡勝央町黒土字羽入田七七〇番一地	域
IB	新	別新旧
- 九・〇~	- 七・一~	(メートル)
一〇九九・〇	一〇九九・〇	(メートル) 長

岡山県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧

平成二十八年三月二十五日

道 — 般 国		県道	道 一 般 国	種 道 路 類 の
三七四号	万線耕原上二	大曲船穗線	401111111	路線名
美作市上相字かぎ一五六五番一地先までら	先まで 倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番ー地 先から 倉敷市船穂町柳井原字勝負坂一一九四番ー地	先まで 倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番一地 から 倉敷市真備町上二万字庄沖二五五四番三地先	真庭市栗原字後田五二二番一地先まで真庭市宮地字湯川六四番一地先から	区間
時 七日(十五十八		∄ E	年 平成二十八	(時間) 田開始

			南浦金光線
	浅口市金光町大谷八七四番二地先まで	浅口市金光町佐方二二七九番二地先を経て	浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から
時)	八日 (十五	年三月二十	平成二十八

岡山県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定により、 自動車

専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧

平成二十八年三月二十五日

太

				道 一 般 国	種 道 路 類 の
				三十	路
				三 七 四 号	線
					名
美作市中尾字カジヤ逧九六一番一地先まで勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地先から	勝田郡勝央町岡字鬼一〇一七番一地先まで勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地先から	勝田郡勝央町岡字修理免一〇五八番一地先まで勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地先から	美作市上相字鍜治屋逧一四九九番一地先まで勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地先から	勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地先まで勝田郡勝央町小矢田字岩崎二一九番三地先から	指定する道路の区間
			1 E	年 平成二十八十十八	期 指 定 す 日 る

年政令第三百七十二号)に基づき、 〔一〇七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し

平成二十八年三月二十五日

原 木

太

調達件名及び数量

接続ライセンス (CA 九

○ライセンス

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地 岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

落札者を決定した日

Ξ

平成二十八年三月十日

落札者の氏名及び住所

四

NECフィ ルディング株式会社

岡山市北区新屋敷町一丁目一番一八号

五 落札金額

二八、八九二、 一六〇円 (うち消費税額及び地方消費税の額二、 四 〇 一六〇円)

六 契約の相手方を決定した手続

七

平成二十八年一月二十九日

年政令第三百七十二号)に基づき、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し

平成二十八年三月二十五日

原

太

調達件名及び数量

岡山県行政ネットワー ク接続クライアントPC管理システム構築業務

式

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年三月十日

落札者の氏名及び住所

兀

エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社

広島県広島市南区比治山本町 | 一番二〇号

五 落札金額

三八、四三二、 八八〇円 (うち消費税額及び地方消費税の額二、 八四六、 八八〇円)

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年一月二十九日

一〇九〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年三月二十五日

諮問年月日

木

太

平成二十八年二月十八日

答申を受けた年月

平成二十八年三月十五日

 \equiv

諮問及び答申の事項

医療計画(案)について 合併症を伴う精神疾患に係る基準病床数算定の特例について及び第七次岡山県保健

諮問及び答申の内容を記載した書類については、その他

岡山県庁県政情報室において閲覧

することができる。

おり公衆の縦覧に供する。 第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のと 定用途制限地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 同法第二十条第一項の規定により笠岡市から笠岡都市計画用途地域及び笠岡都市計画特 (一一〇)都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

平成二十八年三月二十五日

太

都市計画の種類

笠岡都市計画用途地域

笠岡都市計画特定用途制限地域

一 都市計画の変更年月日

平成二十八年三月十六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

笠岡市役所建設産業部都市計画課において縦覧に供する。

五

岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第

三百七十二号)に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年三月二十五日

岡山県公営企業管理者

佐

購入等件名及び予定数量

岡山県企業局施設で使用する電気の調達

使用予定電力量 六一、三三八、 〇〇〇キロワット時(三年間)

 \equiv 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

岡山県企業局総務企画課

落札者を決定した日 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四

平成二十八年二月十日

落札者の氏名及び住所

丸紅株式会社

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

九二、〇一〇、

一四六円(うち消費税額及び地方消費税の額六八、

九七

六

七 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

八

平成二十七年十二月二十五日

岡山県教育委員会規則第二号

岡山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

凹山 県 教育 委員会

岡山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

岡山県教科用図書選定審議会規則 (昭和三十九年岡山県教育委員会規則第五号)の一

部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する等その職務を行うのに適当でない

められる者は、専門調査員となることができない。

教育委員会は、 専門調査員が前項の規定に該当すると認めるときは、

を解任し、又は解嘱する。

所則

Jの規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県人事委員会規則第十五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成二十八年三月二十五日

岡山県人事委員会委員長

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 (平成十四年岡山県人事委員会規則第二

第二条第一項に次の一号を加える。

一般社団法人せとうち観光推進機構

この規則は、

平成二十八年四月一

日から施行する。

岡山県選管告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

岡山県資源循環政治連盟 水田貴博後援会貴輝会 政治団体の名称 水 代表者の氏名 本 田 忠 大 男 助 橋 岩 会計責任者の氏名 本 本 充 賢 博 治 主たる事務所の所在地

水田貴博後援会貴輝会岡山支部

徳

永

祐 郎

青 盛 正 樹 岡山市北区平野九九八 - 四

岡山市北区津高六二八 - 六

倉敷市浜ノ茶屋二 - 一○ - 一三

届出年月日

平成二八・ 二・ 一

研 吾

畄 Щ 県 選 挙 管 理 委 員

員

長

畄

本

岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

رسا
Щ
県
選
挙
管
理
委
員
슷

平成二八・ 二・ 八	上田孝司	門田大	"会計責任者の氏名	11
" = =	津山市河辺八八一 - 一	津山市日上一六九 - 一	坂 田 蒼 美 主たる事務所の所在地	岡山法面保護協会
				盟
ガ 五:八	片 岡 清 登	山下秀喜	田中信行』	岡山県木材産業政治連
				議会
<i>"</i> 六·二五	花谷武則	黒 住 敏 行	武 田 修 一 会計責任者の氏名	岡山県中小企業政治協
平成二七・ 六・二〇	西本和馬	吉 澤 威 人	吉澤威人』	岡山県商工政治連盟
				盟
" - -	前島建二郎	松崎寛	松崎寛〃	岡山県司法書士政治連
" - -	増 成 富久子	藤本初	藤本初"	大月たかし後援会
平成二八・ 二・ 四	中村貴義	青木光朗	青木光朗 代表者の氏名	青木光朗後援会
異動年月日	Ш	新	代表者の氏名 異動事項	政治団体の名称
			(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	二 その他の政治団体(政
, 六: 四	小 田 睦 夫	石原健二	浦上次雄 "	自由民主党柵原支部
				車整備支部
" 五· 七	杉原光昭	槌田肇	草地博『	自由民主党岡山県自動
				郡第一支部
平成二七・一二・二一	久 永 智 美	久永敬三	渡 辺 吉 幸 会計責任者の氏名	自由民主党岡山県勝田
異動年月日	Ш	新	代表者の氏名 異動事項	政治団体の名称
				一政党の支部
本 研 吾	委員 長 岡			
	岡山県選挙管理委員会			

渡辺	橋木	長	"	さい		後楽	連盟	倉	川木	おき
渡辺吉幸後援会	橋本きょう子後援会	長石幸男後援会		さいとう武次郎後援会		後楽会政治連盟	温	詹敷地区中小企業政治	川本浩一郎後援会	おもだ照雄後援会
菅	中	池	"	片		牧		野	浪	大
原	Ш	上		Щ		野		嶋	越	原
		孝		嘉		雅		雅		公
忠	範	夫		郎		美		弘	清	仁
主たる事務所の所在地	"	代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名		主たる事務所の所在地		代表者の氏名	主たる事務所の所在地	"
勝田郡奈義町滝本一七〇三 - 一	中川範	池上孝夫	河内利明	片 山 嘉 郎	ビル四〇五	岡山市北区下石井二 - 八 - 六 三木第二		野嶋雅弘	岡山市南区芳泉四 - 六 - 二八	面 田 恭 治
勝田郡奈義町滝本一四八〇 - 四	三上史郎	池上邦介	尾崎安彦	小 澤 直 人		岡山市北区磨屋町九‐三〇SDビル4F		晃	岡山市南区福田五四四 - 一	面 田 由紀美
平成二七・	平成二八・	"	"	"		"		"	平成二七・	"
五	=	四	"	八		六		五	-	-
_	=	_		<u>_</u>		_		<u>_</u>	Ξ	=

岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

浅野實後援会

政治団体の名称

会

津島大孝後援会

田中廣二後援会

祥

隆

会

Be-Zen JAPAN

代表者の氏名

野 隼 人

恒 彦

雄

花 浦 小 浅

畄

Щ 森

有

紀 則

平成二八・ 二・一〇

平成二七・一二・三一

野 實

平成二八・ 二・ 七 平成二七・ 四・二一

平成二七・一二・三一

解散年月日

長 畄 畄 Щ

選

挙

管 理

委員 員

本

研

吾

岡山県選管告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名 野

浦 浅

上 雅 彦

会

祥

浅野實後援会

資金管理団体の名称

平成二七・ 四・二二

_ _ _ _

なくなった年月日

資金管理団体で

岡 本

長

畄 Щ

選

挙

管 理

委員 員

研

吾